

鳥取市新規就農者住居家賃助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市新規就農者住居家賃助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市に新たに就農し定住する目的で住宅を賃借する者に対し、家賃の一部を助成することにより、新規就農者の生活基盤及び早期の農業経営の安定向上を図り、もって本市農業の振興及び地域の活性化を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、「新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新規就農者とする。

- (1) 市長が認めた農業を営む個人若しくは法人で農業体験を終了し、又は終了予定の者（農業後継者等で鳥取市内に生活基盤のある者を除く。）
- (2) 本補助金の交付を受けてから3年以上市内に居住し、営農を継続することが見込まれる者

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、新規就農者が自ら居住の用に供する住宅の家賃（共益費等を除く。以下同じ。）とする。

(補助金の額及び交付期間)

第6条 本補助金は、新規就農者が住宅を賃借した期間1月につき、家賃の月額（月の中途に住宅を賃借し、又は終了した場合は、日割りにより計算した額とする。）に2分の1を乗じて得た額（27千円を超える場合は27千円とし、千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の交付期間は、2年間を限度とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け経営第564号農林水産省経営局通知）様式第2-1号に規定する青年等就農計画認定書の写し
- (2) 青年等就農計画の写し
- (3) 賃貸借契約書の写し

(交付の条件)

第8条 市長は、本補助金の交付の決定をする場合においては、本補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

- (1) 本補助金の額の確定を受けた日から3年以内に市外へ転出したとき。
- (2) 本補助金の額の確定を受けた日から3年以内に離農したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。

(異動の届出)

第9条 補助事業を行った者は、前条各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、本補助の交付に係る事業の完了、中止若しくは廃止の日から起算して20日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日から施行する。ただし、この要綱の施行前に青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条に規定する就農計画の認定を受けた者に対する改正後の第3条及び第7条の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。